

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(申請等の手続)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項の規定により申請等を行う者は、<u>国家公安委員会又は警察庁長官が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。</u></p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>(申請等に係る署名等に代わる措置)</p> <p>第五条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第四項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置<u>その他申請等を行った者を確認するため</u>の措置として国家公安委員会又は警察庁長官が定める措置とする。</p> <p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、<u>国家公安委員会、警察庁長官又は自動車安全運転センター(以下「国家公安委員会等」という。)</u>の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(申請等の手続)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の規定により申請等を行う者は、<u>当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。</u></p> <p>〔4・5 同上〕</p> <p>(署名等に代わる措置)</p> <p>第五条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第四項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。</p> <p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、<u>国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>

(処分通知等の手続)

第八条 国家公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を国家公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、国家公安委員会等は、国家公安委員会等が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会等の定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第九条の二 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会等が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うこ

(処分通知等の手続)

第八条 国家公安委員会又は警察庁長官は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、国家公安委員会又は警察庁長官は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第九条 「同上」

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会又は警察庁長官の定めるところにより行う届出

「条を加える。」

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うこ

<p>とが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</p> <p>第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会等が認める場合</p> <p>二 処分通知等に係る書面等のうちはその原本を交付する必要があるものがあると国家公安委員会等が認める場合</p>	<p>とが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合</p> <p>二 処分通知等に係る書面等のうちはその原本を交付する必要があるものがあると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	